

議案第 4 5 号

三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）

三次市定住促進住宅管理条例（平成 2 1 年三次市条例第 3 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 定住促進住宅管理審議会委員の項を削る。

（三次市営住宅整備等基金条例の一部改正）

- 3 三次市営住宅整備等基金条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、三次市定住住宅設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 4 0 号）及び三次市定住促進住宅管理条例（平成 2 1 年三次市条例第 3 0 号）

」を「及び三次市定住住宅設置及び管理条例（平成16年三次市条例第240号）」に改める。

（三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

- 4 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三次市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

11 市長	三次市定住促進住宅管理条例（平成21年三次市条例第30号）による定住促進住宅又は共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

」を

「

11 削除	
-------	--

」に

改める。

別表第2中

「

27 市長	三次市定住促進住宅管理条例による定住促進住宅又は共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
-------	---	---

」を

「

27 削除		
-------	--	--

」に

改める。